

# 変圧器に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 H 編

## 改正理由

鋼船規則 H 編 2 章 2.10 に規定する変圧器の要件は、必要に応じて関連する IEC 規格等に従って改正を行ってきたが、60 年以上前に制定された要件も現存しており、抜本的な見直しは行われていない。

このため、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、変圧器について、これまでに得られた実績及び業界からの意見を考慮し関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 外国籍船舶用規則の検査要領において、変圧器の電圧変動率の算定方法について日本籍船舶用規則と同様の算定式により実施しても差し支えない旨規定した。
- (2) 外国籍船舶用規則の検査要領において、温度試験の省略手続き等が明確となるよう規定した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 H 編 H2.10.6